

航空自衛隊仕様書			
仕様書の種類	内容による分類	役 務 仕 様 書	
	性質による分類	個 別 仕 様 書	
物品番号		仕様書番号	
件名	侵入者検知システムのレンタル及び技術援助	宮古LPS-G-00009	
		承認	令和年8 8月13日
		作成	令和年8 8月13日
		改正	
		作成部隊等名	第53警戒隊

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、航空自衛隊宮古島分屯基地（以下“分屯基地”という。）における、侵入者検知システムのレンタル及び技術援助（以下“役務”という。）について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、調達品等一般共通仕様書（C&LPS-Y00007）の1.2による。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を構成する。

- a) 防衛省訓令第64号“特定秘密の保護に関する訓令”
- b) 防衛省訓令第36号“秘密保全に関する訓令”
- c) 調達品等一般共通仕様書（C&LPS-Y00007）

2 役務に関する要求

2.1 技術支援対象装備品名・履行場所・履行期間・人員・作業内容

a) 技術支援対象装備品名

表1－技術支援対象装備品等

器材名	数量・単位	規格
可搬型侵入者検知センサーユニット	12 個	IDS-5000
監視モニタ	1 個	IDS-SYS-301A-PL-C1
専用通信中継装置	2 個	IDS-SGL-10
補助中継装置	7 個	IDS-SGL-30
敵味方識別装置	6 個	IFF-01

b) 履行場所・履行期間

履行場所：沖縄県宮古島市上野野原1190－189 航空自衛隊宮古島分屯基地

履行期間：令和8年10月26日～令和8年10月29日（引渡期限：令和8年10月26日，引取期限：令和8年10月29日）とし，細部時程については，官側との調整による。

件 名	侵入者検知システムのレンタル及び技術援助
-----	----------------------

c) 人員

2～3名

d) 作業内容

契約相手方は、官側の監督官の指示を受け、技術支援を実施する。技術支援の内容は、器材説明、器材操作教育及び訓練時の技術支援全般に係る役務とする。また、器材操作教育の完了後、契約期間中において各器材を借用する。

2.2 技術支援提供者の資格

技術支援提供者の資格技術支援を実施するに必要な専門的技能を有する者でなければならない。

2.3 作業記録等

a) 契約相手方は、作業記録（役務完了調書）に所要事項を記入し、検査官の承認を受けるとともに、検査官を経て契約担当官等に提出しなければならない。

b) 契約相手方は、対象装備品に故障が発生した場合、故障状況報告書に所要事項を記入し、検査官の承認を受けるとともに、検査官に提出しなければならない。

2.4 輸送

技術支援対象装備品の輸送（搬入、搬出）は契約の相手方が実施する。

3 品質保証（監督・検査）

3.1 監督

監督官は、契約の履行途中における適合確認を実施する。なお、レンタル期間中における借り上げ物品の維持管理は、官側及び契約相手方の合意する管理区分に基づき、適切に実施する。

3.2 検査

検査は、契約担当官等の定める検査実施要領に基づき、検査官が実施する。

4 その他の指示

4.1 秘密保全

契約相手方は、特定秘密の保護に関する訓令（平成 26 年防衛省訓令第 64 号）及び秘密保全に関する訓令（平成 19 年防衛省訓令第 36 号）（以下“訓令等”という。）に基づく立ち入り禁止区域に立ち入る場合は、訓令等に基づき許可を受けて立ち入らなければならない。また、役務の実施に際して直接及び間接を問わず秘密に関する事項については、訓令等に基づき秘密の保全を行わなければならない。なお、役務終了後における取得データの削除及び他の用途への使用を禁止する。

4.2 官側の施設等の使用

契約相手方は、官側の施設等を使用する場合は、あらかじめ監督官の許可を得なければならない。

4.3 その他必要な事項

この仕様書に疑義が生じた場合は、契約担当官等と協議し、その指示に従わなければならない。